

1. 競輪事業の売上げ

(1) 売上状況

○ 利用者数(競輪場来場者数)の減少(平成3年度:2,745万人→平成22年度:535万人)及び1人当たり平均購買額の減少(平成3年度57,160円→平成22年度:14,700円)である。

(2) 売上減少の背景

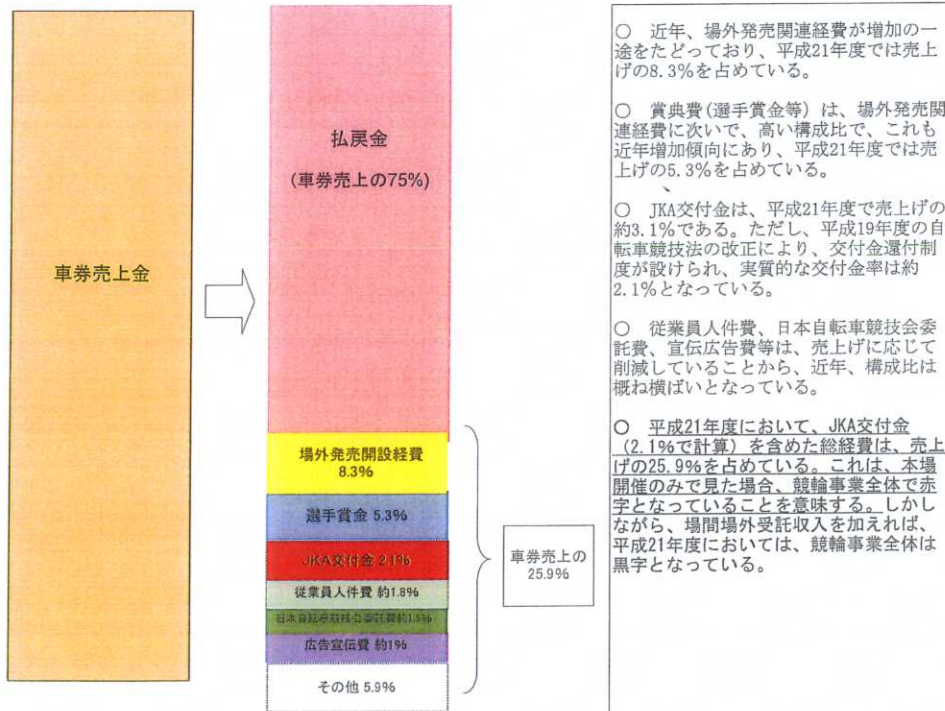
○ これらの背景には、競輪の車券購入者の固定化・高齢化があると考えられる。JKAの調査によれば、競輪場来場者の平均年齢は、平成3年度は、49.8歳であったが、平成21年度では57.0歳となっている。また、競輪場来場者数の約半数が60歳代以上となっている。

2. 競輪事業の収支

○ 平成21年度において、48競輪施行者中、12競輪施行者が赤字となっている。平成20年度の赤字は2競輪施行者であり、赤字競輪施行者が急激かつ大幅に増加した。残りの36黒字施行者のうち、26施行者は、自ら主催する競輪事業(以下、「本場開催」という)は赤字であるが、他の競輪施行者が主催する競輪事業の車券の受託発売で黒字を出し、これにより、本場開催の赤字を補填している状況である。

※本場開催の黒字経営を保っているのは10競輪施行者であった。(うち1施行者は、JKA交付金猶予特例制度適用中)

3. 競輪事業のコスト構造(本場開催)



4. 各競輪施行者の考え方について

(1) 競輪事業運営の考え方

○ 4.7ある競輪施行者の事業運営に関する考え方は必ずしも一致しておらず、経営環境が厳しい中、競輪施行者間の意見集約は一層困難になってきている。

【黒字競輪施行者】・多すぎる46競輪場での運営は疑問

・赤字競輪場を潰さないようにするという護送船団方式は困難なところにいる

【赤字競輪施行者】・弱肉強食という考え方については、競輪施行者間の足の引っ張り合いになるので、相互扶助の精神で事業を行っていくべき

(2) 競輪事業の必要性

○ 競輪施行者のうち、約6割は競輪事業が「自治体の政策上必要」とした。

・必要とする理由は次の3つで、全体の9割以上を占める。

- ① 地方財政への貢献(40%)
- ② 雇用確保(35%)
- ③ 地域経済・産業振興(18%)

○ 競輪施行者のうち、約6割は競輪事業が「自治体の政策上必要」としたが、その理由としては、「地方財政への貢献(40%)」、「雇用確保(35%)」、「地域経済・産業振興(18%)」の3つで、全体の9割以上を占めた。

【現状の問題点】

(1) ガバナンス(統治)機能の不全

- ① 意思決定スピードが遅い(全会一致の意思決定の弊害)
- ② 関係者の利害が一致せず結論が出ない、又は、妥協により中途半端な決定となる。
- ③ ボランティア・チェーン本部を担う主体(組織)が存在しない。
- ④ 意思決定に関与する者(競輪関係団体等)の責任の所在が不明確。

※ボランティア・チェーン方式とは、個々に経営権を有する事業者が集まって、事業全体としてのガバナンスを機能させて経営効率を高めること。

(2) レース数、競輪場関係経費等の高コスト構造

- ・平成21年度においては、JKA交付金を含めた総コストの構成比は、売上げの25.9%を占めている。この中で、固定的経費のうち年間レース開催数に応じて負担しなければならない
- ・費用(レース数比例経費)は、競輪事業の収支を圧迫する大きな要因となっている。

※レース数比例経費とは、選手賞金、JKA交付金、日本自転車競技会委託費等のこと。

(3) 新規顧客獲得の有効策の不在(マーケティング機能不在)

- ・ガバナンス機能不全、高コスト構造といった問題のほか、売上向上のための対策、新規顧客獲得のための有効な対策も十分には講じられてこなかった。(年間の新規選手登録数を倍増、競輪場における各種イベント等のサービス提供、重勝式車券の発売、ミッドナイト競輪の開催、来年度から女子競輪の実施)

★現状の問題点を克服していくためには、少なくとも「競輪事業全体の経営に関して機能するガバナンスの構築(ガバナンスの改善)」、「マーケティング機能の強化とそれに基づく振興策を通じた売上拡大(活性化策の実施)」、「レース数比例経費及び競輪場比例経費の削減(管理費の削減)」が必要不可欠と考えられる。



今後講ずべき対応策

(1) 娯楽としての「競輪」及びスポーツとしての「自転車競技」の一層の振興

自転車競技は、健康的であり、また、環境に優しい「自転車」を使った健全なスポーツであり、近年その人気が高まっている。

- ・サイクリング人口が増加し、スポーツ車やマウンテンバイクの出荷台数が大幅に増加。
- ・各種メディアにおいても、プラスのイメージで自転車やサイクリングが取り上げられる機会が増え等自転車競技の裾野が広がってきた。
- ・2012年のロンドン五輪では、男子に続き、女子も“KEIRIN”が正式種目となる。

- 健全な娯楽としての競輪の認知度を高め、新規顧客を獲得し、競輪事業の持続可能性を高めていくべき。
- 競輪が自転車競技の頂点として定着していくとともに、競輪選手としての「成功」の際に得られる報酬が大きい等「夢のある」存在にしていけるべき。

(2) 競輪事業を実施するために必要な社会還元及び運営健全化

- 1) 公営競技の法目的に沿った社会還元の実施（補助事業の透明性向上）
 - ・①自転車その他機械工業の振興、②体育、社会福祉などの公益の増進、③地方財政の健全化を達成の3つの目的を達成することが必要であり、このうち①と②に関しては、平成22年5月の事業仕分けで指摘されたJKA補助事業の透明性を確保していく必要がある。
- 2) 競輪事業運営の健全化
 - ・競輪事業運営の健全化のためには、①競輪全体の経営ガバナンスの改善、②管理費削減による黒字化、③売上げ拡大のための活性化策の実施を行うことが必要。
 - ・競輪場等の経営資源を有効活用し、競輪事業以外の収入を得ることを検討するべき。具体的には、鹿島アントラーズFCが取り組んでいる「ノン・フットボールビジネス(注)」等を参考にしつつ、地域社会に受け入れ、地域社会と一体化した「ノン・競輪ビジネス」を展開することが望ましい。
 - (注)ノン・フットボールビジネスとは、競技場等を有効活用しフットボール(サッカー)以外の事業を行うこと。
 - ・競輪場という施設を魅力的な地域の交流拠点として、単なるギャンブル施設ではなく、「スポーツ」、「ファッション」等と関連付けながら、地域社会と共栄する競輪場としていくことが望ましい。

(3) 管理費削減による黒字化

- 1) レース数比例経費の削減
 - 【中期的な削減】
 - ・競輪選手数、JKA職員数、競技会職員数等の関係人員の減少及び人件費の削減が不可欠。
 - 【長期的な削減】
 - ・競輪選手共済制度は、競技中の事故補償を除き、競輪施行者やJKAからの助成を受けずに自立的に運営できるようにすべきであり、給付水準の見直しや共済費の応分の負担増を検討すべき。
 - ※レース数比例経費の主なもの・・・選手賞金、競技会委託料、JKA交付金
- 2) 競輪場比例経費の削減
 - ・競輪場比例経費を削減する方法として、競輪場数(競輪施行者数)の削減、又は1競輪場あたりの大幅な経費削減が考えられる。(現在45ある競輪場は、売上げの縮小に伴い、供給過剰となっている可能性がある。)
 - ※競輪場比例経費の主なもの・・・外部委託費等(民間委託、清掃、警備等)

(4) JKA、競技会等の競輪関係団体の整理合理化

- 事業全体としての経営効率を高めるためには、ボランティア・チェーン方式のガバナンスの採用が望ましい。
- ・ボランティア・チェーンを行うため、①競輪施行者がボランティア・チェーン本部に経営権の一部を委ねること、②ボランティア・チェーン本部の機能を実行できる組織があること、③関係者に信頼関係があり、それぞれの役割を果たすことの3つが必要である。
- ・競輪事業におけるボランティア・チェーン本部となりうる機能は、JKA(競輪運営支援事業及び補助事業)、競技会(競輪場における競輪運営実施事業)、車両情報センター(競輪の投票システムに関する事業)及び全輪協(電話投票関連事業及び広報事業)に分散しているが、ボランティア・チェーン本部の機能を実行できる組織を作るためには、これらの機能を一法人に(以下、「本部法人」という。)に集約する必要がある。
- ・マーケティング機能を強化していくことが必要。
- ・新規顧客として外国人観光客の誘致や、そのための情報発信や商品開発も行っていくことが望ましい。

※自転車競技法では、経済産業大臣が競輪の運営に関わることを定めた規定はなく、国として競輪施行者にかかる経営責任を取ることが出来ないため、経済産業大臣は、本部法人が競輪施行者からの委託を受けて行う事業を含め、競輪の経営判断に関与すべきでない。

(5) JKA交付金

【現行】JKA交付金率は、売上金の3.1%(施行者へ1%還付している)となっている。

- 競輪事業を持続可能としていくためには、競輪運営支援事業費(3号交付金)を確保するとともに、賭博罪に当たらないように運営することが必要である。
- 1) JKA交付金の削減も必要であるとの競輪施行者からの指摘があるが、競輪事業を行う際には社会還元事業を行わない場合は、自転車競技法第1条によって賭博罪の違法性を阻却することができず、賭博罪に当たる行為となる恐れがある。
- 2) JKA交付金について、一部の競輪施行者から競輪事業に利益が生じた場合にのみ、利益の中から納めるようにするべきとの意見があるが、利益が生じない場合にJKA交付金を納めないという制度にすると、競輪事業を行う際には社会還元事業を行うか不明であり、賭博罪に当たる行為となる恐れがある。
- 3) 競輪運営資金が不足する。

【赤字競輪施行者に対する、法改正を前提とした措置案】

- 選択肢1-1:利益から1号・2号交付金を納付し、3号交付金の比率を引き上げる。
 - 1) 赤字施行者の負担・・・1号・2号交付金は黒字の年のみ納付すれば可。
 - 2) 競輪運営支援事業費の確保・・・競輪運営支援事業費が不足するので、3号交付金を0.3%⇒1.5%に引き上げる。
 - 3) 法体系・・・現行自転車競技法、地方競馬、競艇、オートレースの根拠法と異なる法体系になる。
- 選択肢1-2:利益から1号・2号交付金を納付し、3号交付金の比率は引き上げない。
 - 1) 赤字施行者の負担・・・黒字の年のみ納付すれば可
 - 2) 競輪運営支援事業費の確保・・・競輪運営支援事業費が不足するので、これを赤字施行者に求めると、利益を上げている競輪施行者の負担が際限なく増大するおそれがある。
 - 3) 法体系・・・現行自転車競技法、地方競馬、競艇、オートレースの根拠法と異なる法体系になる。
- 選択肢2:交付金猶予特例制度の要件及び手続きの緩和。
 - 1) 赤字施行者の負担・・・赤字の際は1号・2号交付金の納付が猶予される。ただし、猶予期間が終了した後、猶予分の交付金を納付する必要がある。(手続面で利用のハードルが高い。さらに法改正で条件を弾力化できる余地がある。)
 - 2) 競輪運営支援事業費の確保・・・赤字競輪施行者が増加すると競輪運営支援事業費が不足する恐れがある。ただし、猶予分の交付金は猶予期間終了後に納付される。
 - 3) 法体系・・・法体系が現行自転車競技法と変わらない。

◆補足

- 【1号交付金】・・・機械振興資金
- 【2号交付金】・・・公益増進資金
- 【3号交付金】・・・競輪運営支援事業費